

《韓国翰林大学校国際学大学院、および翰林国際学大学院大学校との学生交換協定概要》

- ① 受け入れ身分は、聖学院大学にあつては研究生とする。また翰林大学校にあつては交換留学生とする。
- ② 受け入れ大学における、入学検定料、入学料および授業料は、相互に徴収しないこととする。
- ③ 学内規定に基づいて、受け入れ大学においては取得単位を相互に認定する。
- ④ 交換留学生の数は年間2人以内とする。
- ⑤ 留学の期間は、当面2学期以内とする。

【点検・評価】
【課題・方策】

本大学院は国際化対応や国際レベルでの教育研究交流の推進に対しては極めて積極的であり、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科の設置が示しているように基本方針として明確化されている。

ただし大韓民国翰林国際大学院大学校との国際交流協定は、2000年度から毎年各1名（2005年度は除く）の交換留学生を受け入れているが、本大学院からの留学希望者は皆無である。また、欧米の研究者を招聘しての授業やシンポジウムは、通訳者を立てているが、使用言語は原則として英語である。博士後期課程学生は十分に英語授業をフォローしているが、修士課程の学生にとっては英語授業に積極的に参加できない傾向がある。両方とも、その障害となっているのは語学であり、語学力をどのように高めるかが今後の課題となっている。

第4節 学位授与・課程修了の認定

1 学位授与

1) 学位授与の状況

- (A: 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性)
(B: 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性)
(C: 学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況)

【現状の説明】 大学院開設以来、政治政策学研究科修士課程およびアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士前期課程は着実に修士号取得者を輩出している。また、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程は2003年度に始めての課程博士を出し、2004年度には最初の論文博士号を授与した。人間福祉学研究科は2006年度開設のため、未だ修士号授与はない。以下に「年度別学位授与状況」を記す。

年 度	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	累計
政治政策学研究科 修士課程	14	9	11	10	20	19	16	16	16	131
アメリカ・ヨーロッパ文化学 研究科博士前期課程				7	4	7	3	5	2	28
アメリカ・ヨーロッパ文化学 研究科博士後期課程							1	3	1	5
アメリカ・ヨーロッパ文化学 研究科 論文博士								1	0	1
人間福祉学研究科 修士課程										0

第2章

修士課程・博士課程の教育内容・方法等

学位授与・課程修了を研究科委員会が認定するための要件は、学則および学位規定に明示している。修士の学位は、修士課程あるいは博士前期課程に標準2年以上在学し必修科目を含めた30単位以上を修得し、かつ、必要な指導を受けた上、修士論文の審査および試験に合格した学生に授与される。

修士論文の審査については研究科委員会毎に行われるが、研究科委員会は審査を願い出た学生の指導教授を主査とし、他に副査として学内外の教員等2名からなる審査委員会に審査を付託する。審査委員会は論文審査および口述試験を実施し、その結果を各研究科委員会へ文書にて報告する。学位授与の可否は研究科委員会において投票により議決され、厳正に学位の授与の可否が決定される。

論文審査および口述試験においては、テーマの設定が適切でオリジナルなものであるか、設定されたテーマが十分に調査・検討されているか、調査・検討されたテーマが理解しやすい形で表現されているかを検討した上で、学則の目的でもある「広い視野に立った精深な学識のもと、専攻分野における研究能力又は高度な専門性を要する職業等に必要能力」を示しているかが基準となっている。

博士の学位は、博士後期課程に標準3年以上在学し、必要な研究指導を受けて博士論文提出資格試験に合格した上で、博士学位申請論文を提出し、その審査および試験に合格した学生に授与される。(課程博士) また、本大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ本大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与される。(論文博士)

博士論文の審査については、研究科委員会は審査を願い出た学生の指導教授か、あるいは大学院長が指名した専任教員を主査とし、他に副査として学内外の専門分野の教員等2名以上からなる審査委員会に審査を付託する。審査委員会は論文審査および口述試験を実施し、その結果を各研究科委員会へ文書にて報告する。学位授与の可否は研究科委員会において投票により議決され、厳正に学位の授与の可否が決定される。

【点検・評価】 政治政策学研究科およびアメリカ・ヨーロッパ文化学研究科共に開設以来順調に学位号を授与している。学位規程に従って、厳正な学位審査、課程修了の認定が行なわれており、特別の問題点もない。学位の質を維持するため、論文審査の基準を明確化し、論文作成指導も授業の指導(演習科目)のみならず「論文作成講座」等の特別指導を実施している。

また論文審査の客観性を実現するため、学外の専門性に基いた研究者を積極的に審査委員会に加える努力を続けている。近年ほぼすべての論文審査委員会に本学以外の研究者が委員として加わっている。

【課題・方策】 現時点では、学位授与に関連する授与数、方針の明確性、基準の適切性、審査の透明性・客観性など、いずれに関しても大きな問題は見あたらない。現在の方針に基づいて、今後も公平な学位授与を進めていく。

2 課程修了の認定

1) 標準修業年限未満での修了

(B: 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性)

【現状の説明】 政治政策学研究科、アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科および人間福祉学研究科においては、修了条件を満たせば、標準修業年限未満で修了することを認めている。標準修業年限未満での修了は、過去において2001年度政治政策学研究科で1名認められた。このケースの学生は入学前に科目等履修生として6単位を履修しており、それを大学院秋学期入学後に認定して、修了に必要な30単位以上の履修条件を満たした。また修士論文作成については、入学前の科目履修で専門分野に関わる「研究科目」単位を修得していたため、入学時の秋学期に論文指導科目である「演習Ⅰ」科目を履修し、2年次に通年で「演習Ⅱ」科目を履修して修士論文の作成に備え、結果的に1年半の在籍で修了することが可能であった。

【点検・評価】 修士課程においては、入学前に科目履修生として単位を修得していること、しかも専門分野に関わる「研究科目」単位の修得が望ましい。修了必要単位である30単位修得は、1年あるいは1年半で取得することは決して困難ではない。しかし修士論文の作成には、「演習Ⅰ・Ⅱ」科目の修得を含めて、最低1年以上の指導が欠かせない。制度的には標準修業年限未満での修了は可能であるが、現実的には本人の相当の努力が必要と考えられる。

今年度開設の人間福祉学研究科は「演習科目」を2年次に配置している。そのため論文作成の準備指導が2年次以降になるため、1年修了は実質的に不可能となる。この点のカリキュラム修正と指導体制の柔軟化が、完成年度以降の課題となる。